



## 訪問介護サービス

◎介護保険適用「訪問介護」

◎自主事業在宅介護（介護保険枠外）

### 介護保険適用「訪問介護」

【時 間】 8:30~17:30

【対象者】 介護保険適用の方（要介護・要支援）

※ケアマネジャーのケアプランが必要です

【料 金】 介護保険法に定められた基本料金

※上記以外の時間もサービス提供の対応が可能です



### 自主事業在宅介護（介護保険枠外）[有資格者による介護保険と同等のサービス提供]

【料 金】 30分⇒900円 60分⇒1,500円

【交通費】 ガソリン代実費（事務所からご自宅までの往復×20円）

※介護保険をご利用の方に限ります



### 訪問介護サービスとは

ホームヘルパーがご自宅に伺い、入浴・食事・排泄・買い物・掃除・洗濯・調理など、介護保険法に沿って日常生活のお手伝いを行います。各サービスは、介護保険法にて「身体介護」と「生活援助」に区別されます。

#### 【身体介護】

- 利用者の身体に直接接觸して行う介護サービス
- 利用者の日常生活動作能力や、意欲向上のために、利用者と共にを行う自立支援のサービス



《食事介助》



《入浴介助・清拭》

#### 【生活援助】

利用者が独居、または同居の家族が障害・疾病などのため家事を行うことが困難な場合、個々の状況に応じて作成されたケアプランに基づき、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を行うサービス



《調理》



《掃除》